

法 学 第 954 号

平成 31 年 2 月 8 日

私立高等学校、特別支援学校及び  
高等課程を置く専修学校設置者 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

#### 高等学校等就学支援金受給額の確認の徹底について（通知）

近年の高等学校等就学支援金において、過年度の実績額に誤りがあり、返還や追加支出を行う事例が毎年発生しています。発生原因の多くは、生徒の在籍状況や家庭状況等の変更を把握できず、適切な事務処理がなされなかつたことによるものです。

過年度手続きを行う場合は、法人・県共に、実績報告書の訂正や理由書の作成、支払い等の事務が煩雑となり、多大な時間と労力を要します。さらには、授業料等減免等事業補助や被災児童生徒等就学支援事業費補助等へ影響を及ぼす可能性があり、慎重に確認する必要があります。

つきましては、生徒の在籍状況や家庭状況等に変更があった場合には、貴校の事務担当者宛てに速やかに報告するように、校内の先生方及び保護者へ周知願います。併せて、下記の事項についての確認を徹底し、過年度手続きが生じないよう十分御留意願います。

#### 記

##### 確認事項

- ・3月の授業料額が確定した段階で、納付金台帳の額と就学支援金受給額との突合を行うこと。
- ・年度途中での生徒の転退学、転入、休学及び復学の有無について、担任教諭を交えて確認すること。また、該当する場合は、県へ届け出ていること。
- ・保護者の再婚や離婚、死亡等の有無について、担任教諭を交えて確認すること。また、それに伴い収入状況に変更が生じた場合は、県へ収入状況届出を提出していること。